

地域対話の基本的な検討に向けた留意事項集

— 寿都町、神恵内村における「対話の場」の実践から —

2025年

原子力発電環境整備機構

目次

1. はじめに
2. 対話の場とは
 - 2.1. 設置根拠
 - 2.2. 設置の目的や対話の必要性
 - (1) 対話の場の目的
 - (2) 対話の必要性
 - (3) 誰と誰の対話なのか
3. 寿都町、神恵内村の振り返りから
 - 3.1. 「対話の場」の実績
 - 3.2. 得られた知見
4. 対話の場の設置に向けて
 - 4.1. 検討の3つのステップ
 - 4.2. 対話の場のデザイン
 - (1) 場の目的と形式
 - (2) 参加者の人数・構成・選び方
 - (3) 場の設置者と事務局
 - 4.3 基本となるひな形
 - ひな形A：組織・団体の代表と住民公募で構成するハイブリッド型
 - ひな形B：一般住民により構成される無作為抽出型
 - ひな形C：誰でも参加できる自由参加型
5. 対話の場の準備と運営
 - (1) 議題の決定と情報提供
 - (2) 場の会則・対話のルール
 - (3) 場の情報公開
 - (4) 会場設計・進行役・話しやすい環境づくり
 - (5) 開催頻度・期間
6. 地域の皆さまとのつながり
 - (1) 意見交換の結果のお伝え
 - (2) 視察・見学、イベント交流の場
 - (3) 勉強会・公開シンポジウムの開催
7. おわりに

1. はじめに

このまとめは、国・原子力発電環境整備機構（以下、NUMO）が事務局となり、2020年11月より文献調査を実施している北海道寿都町、神恵内村の住民の方々への「対話の場」等の振り返りインタビューを通じて得られた知見から、地域対話の基本的な検討の際の留意事項等をまとめたものです。

文献調査を実施する地域では、NUMOは現地に事務所を設置し、職員が常駐しながら地域の皆さまとの交流を図ることとしています。その際、国の基本方針に従い地域の多様な住民の皆さまが参加し、情報提供や意見交換等が行われるための対話の場の設置をお願いしています。NUMOは、地域の住民の方々や地方公共団体の皆さまに、その有用性や活動内容の可能性を具体的に示しながら、費用負担も含めて全面的に支援することとしています。設置や運営の際には、地域の意向を最大に尊重しながら進めていくことを前提に、今回整理した留意事項に配慮しながら、地域の特性や皆さまのご要望にあった形式や進め方を検討していただくことを想定しています。

高レベル放射性廃棄物は、将来世代の選択肢を考慮しながら現世代の責任として負担を先送りしないよう解決していかねばならない問題です。できるだけ多くの方々に賛否に関わらず知っていただき、一緒に考えていただきたい問題です。また、処分地選定までは中長期にわたる調査や事業が続くこととなりますが、この文献調査をきっかけに地域の将来のことについても、地域の皆さまに対話を深めていただく機会になるものと考えています。

文献調査における対話の場は、NUMOと地域の皆さまとの対話のみならず、専門家と地域の皆さまとの対話、そして地域の多様な皆さま同士の対話、そして未来の地域との対話にもつながることを願い、設置をご検討いただくものです。ぜひ、この留意事項集を参考にご検討いただければ幸いです。

【 要 旨 】

1. 目的

- この「留意事項集」は、新たに文献調査を実施する地域で、対話の場等の設置の際に、検討段階から留意すべき事項を整理したものです。検討の際は、特に重要なポイントを念頭に留意事項集を参照しながら、地域の特性や意向に応じて住民の方々が参加する場の開催を検討していきます。

2. 対話の場とは

<設置の目的>

○対話の場は、場に参加する方に加えて、場に参加していない地域の方々にも、対話の場からの情報発信に触れることで、ひとりひとりが地層処分に関する多様な意見に触れ、自身の意見にたどり着くことを目的に開催します。

<対話とは>

○対話は、結論を出すことが求められる議論とは異なり、専門家との質疑や意見交換、あるいは地域や家庭などでの様々なやりとりを通じて、価値観の異なる他者の意見にも触れながら、気づきや発見を交えて自らの考えを深めていくためのものです。NUMOと住民、専門家と住民、住民同士などの様々なやりとりを指します。

3. 得られた知見

○北海道2自治体での取組事例やインタビューから得られた知見についてポイントをまとめました。

- ① 対話の場の設置と住民の方々の理解や納得感の得られるプロセス
- ② 会則・ルールの設定及び目的の明確化と共有
- ③ ファシリテーターによる進行と運営の中立性の確保
- ④ プライバシーに配慮した話やすい環境づくりと場の透明性の両立
- ⑤ 多面的な情報提供への配慮
- ⑥ 公募や傍聴による多様な住民の方々の参加
- ⑦ 分かりやすい表現と周辺自治体を含む場に参加していない方々への周知や広がり
- ⑧ 一般住民の方の勉強や視察・見学の機会の拡大
- ⑨ 国・自治体・NUMOの積極的な関与

4. 留意事項の中で最も重要な3つのポイント

- 対話の場は、地域の特性や意向を尊重しながら、地域ごとに場づくりを行います。検討の際にどの地域や形式においても共通して重要なポイントを、下記3点にまとめました。

1. 地域にとって開かれた場になっているか（納得感が得られるような場やプロセスであるか）
2. 多様性の観点を考慮に入れているか（参加者が偏りのある構成となっていないか）
3. 提供する情報のバランスは工夫されているか（NUMOだけの一面的な情報提供となっていないか）

5. 検討の進め方

① 場のデザイン

- ・場の目的と形式
- ・参加者の構成・人数・選び方
- ・主催者と事務局ほか

② 設置に向けた準備

- ・参加者の募集や選考
- ・ファシリテーターと進め方の相談
- ・会場、スケジュール、資料準備ほか

③ 場の運営・支援

- ・会則・ルール案の検討
- ・場の公開のあり方
- ・結果の周知ほか

6. 検討の主なひな形

ひな形	【ひな形A】 組織団体の長と住民公募で 構成するハイブリッド型	【ひな形B】 一般住民により構成される 無作為抽出型	【ひな形C】 誰でも参加できる 自由参加型
目的	▶ 地域の主な組織・団体の長の立場の方々や公募の住民が集まって意見交換を行う場	▶ 地域の縮図を構成し多世代の一般住民の方々が集まって意見交換を行う場	▶ 地域住民なら誰でも自由に参加ができ勉強や意見交換ができる場
参加者	組織・団体・地区等の長 公募による住民の方々	無作為抽出	自由参加
人口規模	母集団が比較的小さな規模の自治体等	母集団が比較的大きな規模の自治体等	特になし
場所数	地域に1箇所		地域内で複数箇所
議題決定	場の参加者による運営委員会方式		開催ごとに相談
主催者	関係住民及び関係自治体等（または実行委員会）		個別の要請主体
事務局	NUMOまたは第三者機関等		主催団体、自治体、NUMO、 または第三者機関等

2. 対話の場とは

2.1. 設置根拠

対話の場の設置は、国の特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針（令和5年4月28日閣議決定）（以下、基本方針）に位置づけられています。

基本方針は、特定放射性廃棄物の最終処分を計画的かつ確実に実施するため、必要な事項を定めるものです。地域における段階的な調査や処分地選定等に向けては、関係する住民の方々の理解と協力を得ることが極めて重要であり、事業の各段階における相互理解を深めるための活動や情報公開の徹底等を図る必要性の下に、その具体的な施策として対話の場が位置づけられています。

基本方針では、

- ✓ 関係住民への継続的かつ適切な情報提供
- ✓ 関係住民の意見の最終処分事業への反映

を通じて「地域の主体的な合意形成が図られること」が重要としています。

これらに対して

- ✓ 多様な関係住民が参画する場
- ✓ 最終処分事業について情報を継続的に共有し、対話を行う場

の設置を促しています。

地域で対話の場の設置を検討する主体と考えられる関係住民及び関係地方公共団体に対し、NUMO及び国は、

- ✓ 有用性や活動内容の可能性を示す
- ✓ 専門家等からの多様な意見や情報の提供の確保

等を通じて、その活動を継続的に支援することとしています。

対話の場は、住民の方々が不在のまま処分事業が進められるとの懸念を払拭し、地域の信頼を得る上で、多様な立場の住民の方々が参画する仕組みが必要であり、また北欧等では、地域のステークホルダーが参画する主体的な検討の場が設置され、国や実施主体から運営資金の支援や情報の提供等必要なサポートが行われていることから、2015年に総合資源エネルギー調査会放射性廃棄物ワーキンググループでの議論を経て、基本方針の改定時に位置づけられたものです。

参考

国の基本方針における対話の場の位置づけ

「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」（令和5年4月28日閣議決定）

○ 概要調査地区等の選定に係る関係住民の理解の増進のための施策に関する事項

（中略）概要調査地区等の選定が円滑に行われるためには、関係住民に継続的かつ適切に情報提供が行われ、関係住民の意見が最終処分事業に反映されることを通じ、地域の主体的な合意形成が図られることが重要である。この観点から、概要調査地区等の選定に向けた調査の段階から、多様な関係住民が参画し、最終処分事業について、情報を継続的に共有し、対話を行う場（以下「対話の場」という。）が設けられ、積極的な活動が行われることが望ましい。このため、機構及び国は、関係住民及び関係地方公共団体に対し、その有用性や活動内容の可能性を具体的に示す等により、対話の場が円滑に設置されるよう努めるものとする。また、機構及び国は、専門家等からの多様な意見や情報の提供の確保を含め、その活動を継続的かつ適切に支援するものとする。

2.2. 設置の目的や対話の必要性

(1) 対話の場の目的

重要なポイントは、文献調査段階においては、利害の調整やある一点を目指した議論の場ではなく、地層処分事業の理解を通じて地域の方々に主体的に考えていただけるようになるための場であることです。国・NUMOは、このために専門家等の多様な意見や事業に関する多様な情報提供を行い、地域の方々により詳しく知っていただき、様々な対話を通じて一人ひとりが自分の意見にたどり着いていただくことを場の目的に位置づけています。

また、基本方針では、関係住民の方々の意見が最終処分事業に反映されることが重要としており、国・NUMOが地域の方々の多様な意見をお伺いする場としても位置づけられます。

(2) 対話の必要性

一人ひとりが自分の意見にたどり着いていただくためには、国・NUMOや専門家等からの情報提供に加えて、対話の機会をつくることが不可欠です。

「対話」は、結論を出すことが求められる「議論」とは異なり、専門家との質疑や意見交換、あるいは地域や家庭等での様々なやりとりを通じて、価値観の異なる他者の意見にも触れながら、気づきや発見を交えて自らの考えを深めていくためのものです。対話の機会を大切にすることで、賛否の分れる話題においてもお互いの立場や意見を尊重しながら、理解を深めていくことにつながります。

(3) 誰と誰の対話なのか

国・NUMOと地域の皆さまとの対話のみならず、専門家と地域の皆さまとの対話、そして地域の多様な皆さま同士の対話等、ひととひとがつながる場面での様々なやりとりを想定しています。

* トピックス *

「対話の場」会則における目的の例

- 本会は、地層処分事業に係る文献調査が令和2年11月に開始されたことを契機とし、町の将来に向けたまちづくりの観点も踏まえ、一人ひとりの地層処分事業に対する考え方や向き合い方の検討に資するよう、関連する情報をもとに、地層処分事業への賛否に関わらず、会員間において自由で率直な議論を深めて頂くことを目的とする。(寿都町)
- 対話の場は、高レベル放射性廃棄物の地層処分事業（以下「地層処分事業」という。）について、その仕組みや安全確保の考え方、文献調査の進捗状況等の情報をもとに意見交換を行うこと、及び地域の将来ビジョンに資する取り組みについて意見交換を行うこと、を通じ広く神恵内村民に地層処分事業等の理解を深めて頂くことを目的とする。(神恵内村)

3. 寿都町、神恵内村の振り返りから

3.1. 「対話の場」の実績

寿都町、神恵内村に設置した「対話の場」は2021年4月以降、これまで寿都町にて17回、神恵内村にて20回を開催しました（2024年11月現在）。各自治体や参加者の意向を踏まえて運営し、自治体ごとに運営方法の特徴があります。

【表：「対話の場」の運営状況】

	寿都町	神恵内村
設置	寿都町	神恵内村・NUMO
事務局	寿都町・NUMO	NUMO（村は協力）
構成員	町が指名、町議会議員並びに産業団体等の代表等 （現在会員17名/23.9末時点）	村内の各種団体及び地区の代表者＋公募 （現在委員17名（うち公募3名）/24.4末時点）
進行役	ファシリテーター （NUMOから依頼） ・竹田宜人氏 北海道大学大学院工学研究院客員教授	ファシリテーター （NUMOから依頼） ・大浦宏照氏 NPO市民と科学技術の仲介者たち代表 ・佐野浩子氏 Presence Bloom 代表
進め方	前半：スクール形式 後半：コの字型、少人数グループワーク形式	少人数グループワーク形式
議題	議論を踏まえて事務局が提案	運営委員会に諮り検討（委員3名、ファシリテーター、事務局）
公開方法	・YouTube ライブ配信（意見交換部分非公開） ・後日動画・会議録をNUMOホームページで公開 ・後日意見交換部分の動画を公開 ・傍聴不可	・YouTube ライブ配信（意見交換部分音声なし） ・後日動画・会議録をNUMOホームページで公開 ・村民の方に限り事前申込により傍聴可
結果周知	・「対話の場通信」を広報誌に折込・周知 ・後日ケーブルテレビでの動画放送 ※ケーブルテレビが視聴できない方にはDVDを貸出	・議論の結果をまとめたチラシを作成しNUMO職員が全戸配布
派生した取組	・「寿都町の将来に向けた勉強会」17回開催 （現在メンバー21名）	・シンポジウム 2回開催

3.2. 得られた知見

北海道2自治体での取組事例やインタビューから得られた知見についてポイントをまとめました。インタビューで寄せられた関連する声の詳細は、別冊の資料編をご参照ください。

<ポイント>

① 対話の場の設置と住民の方々の理解や納得感の得られるプロセス

文献調査の開始後、寿都町、神恵内村では住民の方々が参加する「対話の場」を設置し、NUMOは場の設置や運営以外にも様々な派生する取組を支援してきました。これらは、少なからず地層処分事業について知っていただく機会や地域の将来について関心を向けていただくきっかけとなりました。

その一方で、理解の広がりやプロセスの納得度の点では、十分でなかったことも課題として残りました。

いかに住民の方々の意向を尊重しながら、地層処分事業についての理解を深めていただくものに寄与するものか、あるいはこれらの様々なプロセスに対して多くの住民の方々からの納得感が得られるものであるかに配慮していくことが大切です。

➡資料編：3.1 場づくりについて

② 会則・ルールの設定及び目的の明確化と共有

対話の場の設置にあたっては、賛否に関わらない自由で率直な意見交換を実施する場等の会則・ルールを参加者の総意で取り決めたことで、その後、会則・ルールに沿った場の運営を進めることにつながりました。

その一方で、時間の経過とともに何のために集まって意見交換を重ねる場なのか等、目的の明確化と共有が十分でなかったことも課題として残りました。

対話の場の設置に伴い会則で取り決めた目的は、分かりやすい言葉で明確に位置づけ、場の開始前に毎回確認していく等、参加者、ファシリテーター、設置者、事務局に加えて、地域の参加していない住民の方々にも共有できている状態を目指すことが大切です。

➡資料編：3.1 場づくりについて、3.12 地域における位置づけ

③ ファシリテーターによる進行と運営の中立性の確保

対話の場の進行役は、寿都町ではリスクコミュニケーションを専門とする大学の先生、神恵内村では科学コミュニケーションが専門のファシリテーターが担いました。中立的な立場のファシリテーターを置いたことで、参加者一人ひとりの意見を丁寧に取り上げながら、場への信頼感や参加者の心理的安全の確保につながりました。しかし、ファシリテーターの選考基準や選考過程が明確でないなどの課題も残りました。

その一方で、賛否の意見の分かれる話題においては、慎重な意見を持つ方を含む多様な参加者の参加を促すための中立・公正さが必要です。2自治体では、NUMOが事務局を担いましたが、一部には参加の抵抗感を感じる方がいたこと等課題が残りました。

中立・公正さの確保は、参加者で構成された運営委員会の設置、地域の関係者による実行委員会の設置、第三者的な立場の機関が事務局、ファシリテーターの公正な選考基

準や透明な選定過程等、仕組みの中で担保する方法が考えられます。

➡資料編：3.2 議題の設定、3.7 進行方法・ファシリテーター、3.11 設置者、国・NUMOの関与のあり方

④ プライバシーに配慮した話やすい環境づくりと場の透明性の両立

対話の場は、賛否に関わらず自由で率直な意見交換ができるための環境づくりが大切です。2自治体では、議題に応じて少人数テーブルでのグループワーク形式を採用したことで、参加者一人ひとりの発言機会の確保や住民同士の対話が促進され、参加の満足度を高めることにつながりました。

その一方で、地層処分事業などやや難しいテーマや説明型のテーブル配置の際には、自由で率直な意見交換にはなりにくいとの課題も残りました。

加えて、話やすい環境づくりのためには、参加者の発言に影響が出ないようにプライバシー配慮の観点も重要です。住民の方々に関心を持っていただくことや情報公開の観点で参加者の話し合いの場の傍聴や同時配信を行い積極的に公開していくことは、場の透明性を高めるとの考え方がある一方、その公開方法や傍聴の範囲については、参加者の意向を尊重して決めていくことが大切です。

➡資料編：3.3 形式、3.8 公開制

⑤ 多面的な情報提供

対話の場では、NUMOは情報提供役として、参加者からの様々なリクエストを踏まえ、地層処分事業や海外事例、放射線の基礎知識やまちづくり等の情報提供や講師等の派遣を通じて、参加者の興味や関心、不安や疑問に対して丁寧にお応えしてきました。

その一方で、第三者の研究機関からの情報提供や慎重な立場の専門家との対論の機会等、様々な意見や角度からの情報提供の機会については不十分との課題が残りました。

この他、視察・見学の際にも、国や事業者の見解とは異なる様々な意見を持つ方との交流の機会を現地で企画する等の多面的な情報提供に配慮することが大切です。

➡資料編：3.6 情報提供

⑥ 公募や傍聴による多様な住民の方々の参加機会

地域の組織・団体の代表等、推薦等で選ばれた参加者に加えて、神恵内村では一般住民の方々を対象とした公募や傍聴での対話の場への参加の機会を設けたことで、開かれた場づくりを工夫しました。

その一方で、地域を代表して対話の場に参加した方々の中にも、地域のより多様な住民の方々の参加を望む意見が多く、課題が残りました。

検討の際には、ジェンダーバランスや20代30代等の若手層、賛否の意見傾向のバランス等、参加者の多様性をどう確保するかの工夫が必要です。賛成・反対いずれかの意見の傾向に偏った運営が起こらないために、賛否の意見傾向のバランスには十分配慮する必要があります。その他、勉強会や視察・見学等もより多くの住民の方々に参加していただき、関心を持っていただける工夫を行うことが大切です。

➡資料編：3.4 参加者の構成、3.8 公開制

⑦ 分かりやすい表現と周辺自治体を含む場に参加していない方々への周知や広がり
対話の場の結果は、NUMOがそれぞれの町村ごとにオリジナルの「お知らせ」を作成・発行し、寿都町では自治体の広報誌への折込み、神恵内村では全戸訪問にて配布・お知らせしてきました。

その一方で、対話の場に参加していない住民の方々の地層処分事業の理解の広がりや対話の場への関心を持っていただく点では、課題が残りました。

対話の場に参加していない方々にも興味・関心を持っていただき、知っていただくための工夫や、お子さま、高齢者世帯の方々にも情報をお届けできるコミュニケーションの方法の検討、また地層処分事業に関する情報提供は、やや専門的でかつ難解な用語が含まれており、いかに分かりやすくお伝えできるか、言葉や表現方法を工夫していくことが大切です。

➡資料編：3.6 情報提供、3.9 結果の周知、3.10 満足度・相互作用

⑧ 一般住民の方の勉強や視察・見学の機会の拡大

選ばれた参加者による対話の場以外にも、寿都町では自由に参加していただける住民有志の勉強会（「寿都町の将来に向けた勉強会」）が設置され、NUMOは自治体と共同で運営を支援してきました。勉強会の設置により、対話の場に参加していない住民の方々に向けた情報提供や住民同士の意見交換をし合える機会が生まれました。加えて、対話の場の参加者や住民の方々を対象とした関連施設への視察・見学は、安全性の確保に関する考え方や施設立地地域のまちづくりの様子について、実際に現地で見聞きしながら詳しく知っていただける機会となりました。

その一方で、地域の誰もが参加できるための周知の不足や参加者の広がり、関連施設への視察・見学における国や事業者の見解とは異なる立場からの情報提供の点で課題が残りました。

できる限り多くの住民の方々に地層処分事業について知っていただくためには、対話の場の参加者のみならず一般の住民の方々に対しても、勉強会の開催や関連施設の視察・見学、体験学習等、関心・興味に応じた参加の機会を広げていくことが大切です。関連施設の視察・見学の際には、国や事業者の見解とは異なる立場からの情報提供を行うことも重要です。

➡資料編：3.13 その他（視察・見学などの活動等）、4.6 その他（寿都町の将来に向けた勉強会）

⑨ 国・自治体・NUMOの積極的な関与

対話の場の運営では、自治体は設置者、国やNUMOは事務局や情報提供の支援者として関与してきました。

その一方で、自治体に対しては情報提供の際の説明役や意見交換の場に一緒に参加しながら意見交換等を望む声もあり、今後の関与のあり方には課題が残りました。

対話の場の設置や地域での様々なコミュニケーションは、住民の方々に知っていた

だく、学んでいただくことのみならず、自治体、国、関係する専門家等も積極的に関与し、対話を通じて学び合う姿勢を持つことが大切です。

➡資料編：3.11 設置者、国・NUMOの関与のあり方

4. 対話の場の設置に向けて

4.1. 検討の3つのステップ

場の設置にあたっては、主に3つのステップに分けて検討していきます。

<3つのステップ>

① 対話の場をどうデザインするか

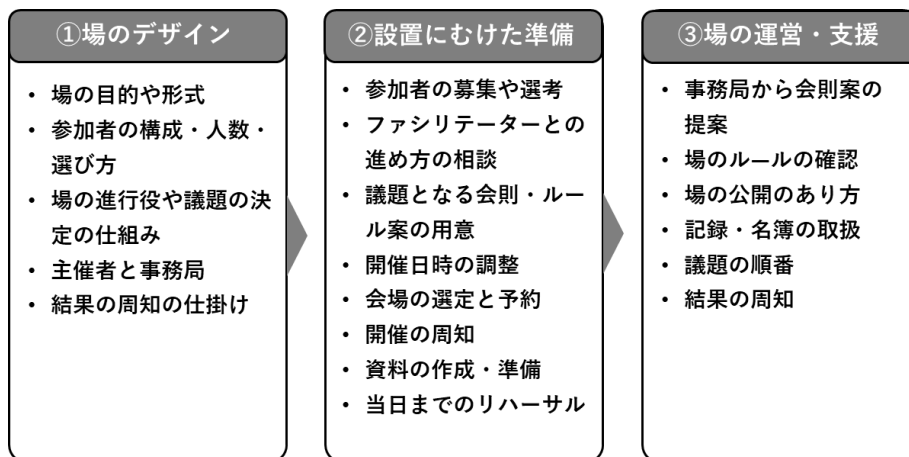
設置にあたってまず初めに検討することは、対話の場のデザインです。デザインとは、場の目的や形式、参加者の構成・人数・選び方、場の進行役や議題の決定の仕組み、設置者と事務局等、設置する場の骨格となる全体設計のことです。ここで場の形式を最も左右するのが、参加者の構成と選び方です。加えて、話し合いの結果をどのように周知し拡げていくか、参加していない人にどのように関心を持っていただけるかも併せて検討します。地域の様々な特性を踏まえながら地域の方々からの賛同が得られ、持続可能な運営方法となるよう地域ごと、目的ごとに選択・デザインしていきます。

② 設置に向けて何を準備するか

場の骨格を固めた後、次に場の設置に向けた準備を進めていきます。準備は、設置者、事務局等の関係者の役割分担の下、参加者の募集や選考、場の進行役であるファシリテーターと進め方についてアドバイスを受けながら、議題となる会則・ルール案の用意、開催日時の調整、会場の選定と予約、資料の作成・準備、開催の周知、当日までのリハーサル等を進めていきます。

③ 運営をどのように続けていくか

場の設置後は、設置者は場の進行役のファシリテーターと連携しながら、参加者の意向を尊重して運営を進めていきます。初回到事務局から会則案やルール、場の公開のあり方、記録・名簿の取扱、議題の順番等の案を提示し、意見交換を通じて参加者の意向をなるべく反映した取り決めを行います。場の承認が得られれば、こうした場の運営に関する取り決めを参加者から推薦される運営委員会に委ねます。事務局は、参加者が継続して参加し、話しやすい環境となるよう支援を続けていきます。



【図：対話の場の設置に向けた検討の3つのステップ】

4.2. 対話の場のデザイン

(1) 場の目的と形式

<検討の進め方>

まず初めに、対話の場の設置目的に関して関係者間で確認・共有することと、場の形式について検討します。対話の場は、利害の調整やある一点を目指した議論の場ではなく、地層処分事業を知っていただき、地域の方々に主体的に考えていただけるようになるための場であることが大切です。

その目的のために国の基本方針では、「関係住民に情報提供を行う」「関係住民の意見を聴く」「多様な関係住民が参画する」等を行う場としていますが、その形態や運営方法には決まりはありません。形式は場の設置方法、参加者の集め方や人数規模等の違いに応じて、場の設計は、エネルギー政策や地層処分事業への理解・関心度や地域の特性に応じて検討します。

<留意事項>

① 地域にとって開かれた場になっているか

対話の場は、住民の方々に知られていない、あるいは関心を持たれていない場とにならないよう留意が必要です。地域の多様な住民の参加者を募ること、参加していない住民の方々の声も集めて対話の場で議題とすること、意見交換の結果を周知していくこと、傍聴や情報公開を進めること等、住民の方々にその存在やどのような話し合いをしているかを知っていただきながら、納得感の得られる開かれた場を目指すことが大切です。

② 目的は参加者と共有できるものか

対話の場の目的は、参加者や地域の方々にも分かりやすいものに明確化するとともに、場の運営を進めていく間にも忘れられることのないよう留意が必要です。目的の共有が不十分である場合、地域の住民の方々から関心を持っていただけるような場とならず、場の参加者にとっても参加意欲や活発な意見交換につながらない等の恐れがあります。会則等で目的を定めた後には、地域の住民の方々へのお知らせで周知するほか、場の開催にあたって必ず目的を確認する等、工夫していくことが大切です。

③ 参加者の主体性を尊重しているか

対話の場の主人公は、あくまで地域の方々であることに留意が必要です。選ばれた参加者で構成される場であっても場の運営や議題の選択等、参加者の意向を尊重して進めます。また、自由な参加形式の場合も誰もが参加でき、賛否に関わりなく発言できる場であること等、主体的な活動につながる場であることが大切です。

(2) 参加者の人数・構成・選び方

<検討の進め方>

対話の場の設置に向けた検討のうち、最も重要なポイントが参加者の選び方です。ここでは「組織・団体の代表と公募住民」で構成される場に加えて、「無作為抽出」と「自由参加」の参加者の選び方の違いを例示し、検討の際の3つのひな形として例示しています。いずれも多様な住民の方々の参加を募る方法ですが、それぞれに一長一短があり、地域の協力や特性に合わせた検討が必要です。

ただし、選ばれた参加者で構成する場合にも、参加者を固定化したままとせず、バランスを見て途中で追加募集を行うことや、まちづくりの議題の際には、将来世代の方々を追加する等、参加者の意思を尊重しながら柔軟に検討していくことが大切です。

グループワーク形式による場づくりの場合、全体で20名～30名程度、1グループは4～6名程度に振り分け、参加者の発言機会を確保する等の工夫が必要です。

<留意事項>

① 多様性の観点を考慮に入れているか

選ばれた参加者を募る際には、偏りのある構成にならないよう留意が必要です。多様な住民の方々が参加する場を目指すためには、性別、年齢・世代、属性や居住地域、賛否の意見傾向等、場の形式や地域の特性に応じてバランスに配慮して参加者を募っていくことが大切です。

② 参加のトレードオフの問題を考慮に入れているか

参加者の選び方には、それぞれにトレードオフの問題があることに留意が必要です。「組織・団体の代表」から募る場合には、地域のある一定の代表的な立場にある参加者による意見交換の場を構成できるものの、組織・団体の立場上意見しにくいテーマや内容があるという声もあります。また、公募や無作為抽出で参加者を募った場合は、長期にわたる参加負担が生じること等にも配慮が必要です。

③ 参加募集時に場の目的や概要が分かるようになっているか

対話の場の参加者を募る際には、場の目的や下記のような概要を適切にお伝えして、納得のうえ参加していただけるよう留意が必要です。

- ・ どんな人が参加するのか、どれくらいの頻度で開催するのか
- ・ 謝金はあるのか
- ・ 合意を目指す場なのか目指さない場なのか
- ・ 慣れたらワークショップ形式に移行する
- ・ 中立的な立場の人が司会進行を担う等

(3) 場の設置者と事務局

<検討の進め方>

場の設置者（主催者）は、国の基本方針では文献調査を実施する地区の「関係住民及び関係地方公共団体」が想定されています。情報提供や意見交換の場を設けたいとする主催者に対しては、その意向に応じて国・NUMOは必要な支援を行います。

北海道2自治体の事例では、自治体単独または自治体とNUMOが共同で設置者となりましたが、主催者は自治体に限らず、地域の経済・商工団体や実行委員会形式等、様々な形式が考えられます。いずれの形であっても、主催者の意向に応じて国・NUMOは必要な支援を行います。

対話の場の円滑な実施に向けては、主催者が事務局を設置することが望ましいと考えられます。その際、事務局は対話の場の準備、参加者の募集、場の運営等の支援を継続的に実施します。なお、事務局はNUMOに限るものではなく、主催者が第三者的な立場の機関を事務局とすることも可能です。

<留意事項>

① 場の設置の際に大切な5ポイントに配慮されているか

対話の場の設置者や事務局は、「場の設置の際に大切な5ポイント」にも配慮しながら検討を進めていくことに留意が必要です。

② 運営の透明性が確保されているか

議題の決定や運営に必要な決め事等、対話の場の運営に際しては参加者の納得感が得られる透明性のある運営であることに留意が必要です。

トピックス

NUMOは、北海道寿都町、神恵内村での「対話の場」事務局として運営を支援してきましたが、場の運営にあたって下記5つのポイントを大切にしてきました。

<5つのポイント>

① 参加者の意向を尊重しているか

対話の場は、参加者の皆さまが主体であり、その意志を尊重すること。

② 事業受入れの決定をする場ではない

まちづくりの観点も踏まえて、住民の皆さま一人ひとりの地層処分事業に対する考え方や、向き合い方の検討に資する情報提供を行い、話し合いを行う場であること。

③ 公平性、中立性の担保

一人ひとりの意見に傾聴し多面的な情報提供の機会をつくりながら、安心して参加できる環境をつくること。

④ 透明性、公開制の確保

透明性・公開制の確保と、参加者の自由闊達に意見の表明ができる環境の両立を目指すこと。

⑤ 議論の内容の共有

対話の場での説明や話し合いの結果は、住民の皆さまを含め広くお知らせして共有すること。

出典：第36回放射性廃棄物ワーキンググループ 資料4「NUMO説明資料」を一部改稿

4.3 基本となるひな形

場の設置の検討にあたっては、誰が関与・参加し、それをどう支援するか、場の座組みを描いてみるのが有効です。

ここでは、北海道2自治体の実践から得られた知見、専門家の助言・アドバイス、国の審議会での議論を踏まえた地域対話の基本的な検討の際のひな形として、3つのひな形を例示しています。場の形式は、必ずしもこのいずれかの選択を推奨するものではなく、ひな形Cからスタートして地域の一定の理解を踏まえてBを設置する、あるいは、ひな形AとCを併存する等、地域それぞれの特性や意向を踏まえて、様々な進め方を検討する際のひな形となるものです。

ひな形A：組織・団体の代表と住民公募で構成するハイブリッド型

<場の目的と形式>

- 地域の代表的立場と一般住民の目線の両方の特徴を合わせた場を設置

規模の比較的小さな自治体で、地域の代表的な意見の立場の人と、一般の住民の方々の公募により参加者を募り、組織・団体の視点と生活者の視点の両方を組み合わせ場を構成する方法です。組織・団体の代表は、年齢や性別に偏りがみられる場合もあることから、公募によりなるべく年齢や性別などの多様性が補完できるよう工夫します。

<参加者の人数・構成・選び方>

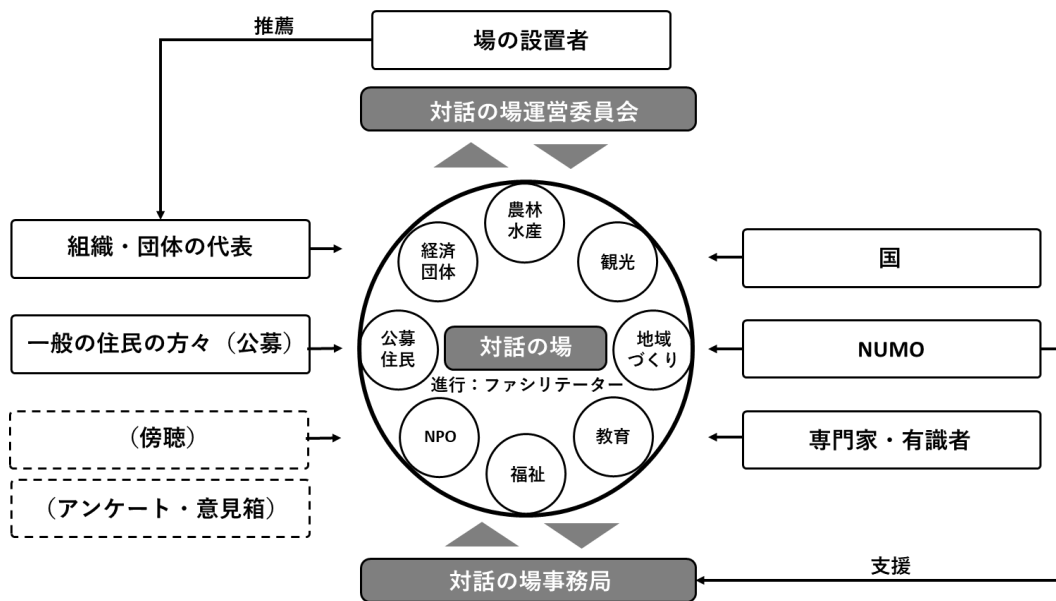
- 推薦と公募を組み合わせ選定

人数は、全体で20名～30名程度、自治体等の場の設置者の推薦により地域の主な組織や団体の代表に参加を呼びかけ、その他は公募にて組織・団体に限らない多世代の一般の住民の方々を募りバランスを補完します。組織・団体は、主には、経済団体、商工会等経済分野、女性、消費、教育、福祉、地域づくり、伝統文化等社会分野、自然保護等の環境分野等地域の様々な組織・団体や活動の代表を指します。参加者の構成は、市町村合併等を考慮し、地区ごとの代表に参加を呼びかける方法もあります。

<場の設置者と事務局>

- 事務局を設置し対話の場を運営

場の設置者は、準備や運営を行う事務局を設け、関係する主体の協力の下に、定期的に対話の場を開催し、取り決めた会則・ルールの下にファシリテーターを進行役に、ワークショップ形式にて賛否に関わらない自由で率直な意見交換を行います。議題の決定は、場の参加者から運営委員を選出し、運営委員会にて地域の声を反映しながら検討します。対話の結果は、事務局が地域の皆さまへ周知・広報します。国・NUMOは、これらの事務局の設置や場の運営の支援を行います。



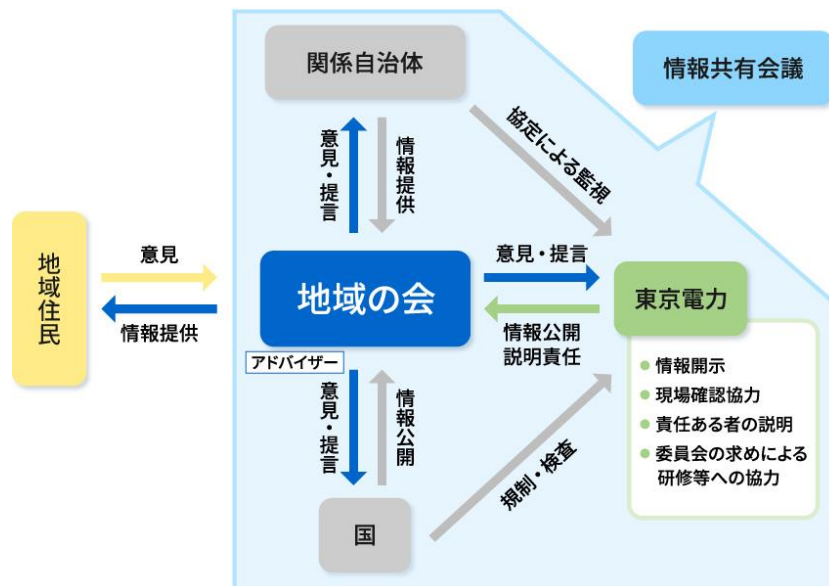
【図：組織・団体の代表と住民公募で構成する対話の場】

トピックス

地域住民の代表者が参加する対話の場の例

「柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会」

- 柏崎刈羽原子力発電所立地地域の住民の参画により、発電所の安全性・透明性確保に関する事業者の取り組み、並びに国及び関係自治体の活動状況等を継続して確認・監視し、提言等を行うことにより、発電所の安全を確保することを目的として、平成 15（2003）年 5 月に発足。
- 「地域の会」は住民代表の方々を構成員として定期的で開催され、事業者から情報を得て意見交換等を行います。「情報共有会議」は、国・関係自治体も参加し、説明を受け・意見・要望を行う場として開催されています。
- 事務局は柏崎原子力広報センターが担務。



出典：「地域の会」HP <https://www.tiikinokai.jp/about/purpose>

ひな形B：一般住民により構成される無作為抽出型

<場の目的と形式>

- 一般の住民で構成される場を設置

人口規模が比較的大きな自治体等の場合、無作為抽出により協力が得られた住民の方々に構成される場の設置を検討することも可能です。ただし、人口規模に応じて、必ずしも適さない場合がある等、設置をする際は検討が必要です。

<参加者の人数・構成・選び方>

- 無作為抽出で参加協力者を抽出

自治体の協力を得て、住民基本台帳より無作為抽出で選んだ住民に対して対話の場への参加を呼びかけます。参加協力に応じた住民リストから地域社会の年齢や男女比、地区のバランス、意見傾向等を考慮したうえで参加者の構成を決定し、疑似的に地域社会の縮図を再現します。

公募と無作為抽出の違いは、公募は自薦のため関心のやや強い人が参加を希望するケースが多くなる一方、無作為抽出はそうでない一般の住民の方々の感覚や意見を反映できることや、予め場のデザインの中に世代や地区等の多様な観点を含められる等の違いがあります。無作為抽出による参加協力が不十分な場合には、公募で参加者の補充を行います。また、地域の団体・組織等の意見を反映する場合には、情報提供者として招聘する等の方法もあります。

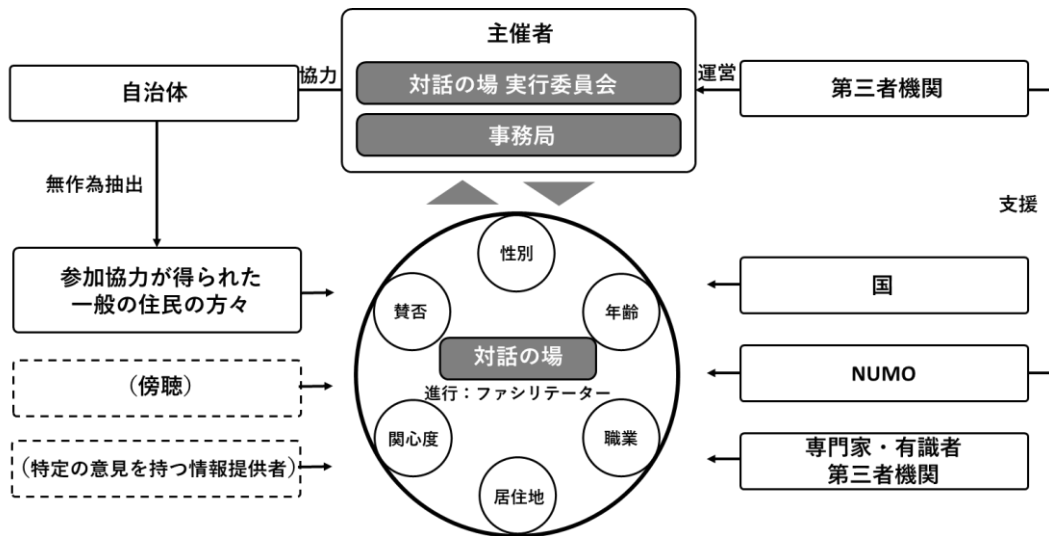
場の運営方法は、組織・団体の代表で構成する場とほぼ同じですが、定期的に関催される対話の場への参加要請が数か月以上の長期間にわたり、一般の住民の方々の負担となる恐れがあるほか、参加者個人のプライバシー保護の観点等、併せて検討すべき点があります。

<場の設置者と事務局>

- 第三者機関による事務局運営

ひな形Bでは、無作為抽出により協力が得られた住民の方々を二段階で抽出する方法であるため、選考の中立・公平性を確保するため、事務局は第三者機関に委託する等の検討が必要です。

設置者についても、住民の方々からより等距離に見えるための、地域のステークホルダーで構成される実行委員会形式を組織し、意思決定の透明性を確保する等の方法を検討します。



【図：一般住民の無作為抽出で構成する対話の場】

* トピックス *

無作為抽出による住民参加の対話の場の例

「原発問題の解決の前提は原発を「自分ごと化」すること～「自分ごと化会議 in 松江」

- 2018年11月から2019年2月、計4回開催
- 主催者は、自分ごと化会議 in 松江実行委員会（島根大学法文学部行政学研究室、住民目線で政治を変える会・山陰、市民自治を考える会・まつえ、政策シンクタンク構想日本）
- 県庁所在地に原発を持つ松江市民が、『原発』を賛成か反対かではなく、自分のこととして考えることが目的。「市民・地域」「市・県・国」「中国電力」ができること、日常生活で感じる身近なことを基に取りまとめ、各所に提案（『原発を自分ごととして捉えるための9つの提案』）を行う。

※（参考）提案書

https://drive.google.com/file/d/107T6Z_6JUL-GTv0FppIUyDi5jSFbovU9/view

- 選挙人名簿から無作為に選んだ市民2,176名に案内を送付し応募のあった市民。会議参加者は松江市民21名、島根大学学生5名。
- 議論の過程では、原子力リスクマネジメントの専門家、中国電力の担当者、原発推進・脱原発それぞれの活動に取り組む人たちの話を聞き、原発の見学を実施。



出典：構想日本 HP https://www.kosonippon.org/houkoku_matsue/

ひな形C：誰でも参加できる自由参加型

<場の目的と形式>

- 様々な形式で誰もが自由に参加できる場を設置

情報提供や意見交換の機会をより柔軟に検討し、地域の方々の要望や地域の特性に合わせて勉強会等をデザインする方法です。地区ごと、あるいは各種組織・団体ごとに基づいて対話の場を開催し、テーマに応じて単発や複数回、あるいは定期的に場を設置し、地域の住民の方々であれば誰でも自由に参加できる方法です。

場の単位を組織・団体内、あるいは地区内として単位を小さくすることで、普段からの知り合いが多い参加者の場となり、話しやすい環境づくりにも寄与します。また、開催を希望する側の要請に応じて、ニーズに沿った柔軟な場のデザインが可能です。

<参加者の人数・構成・選び方>

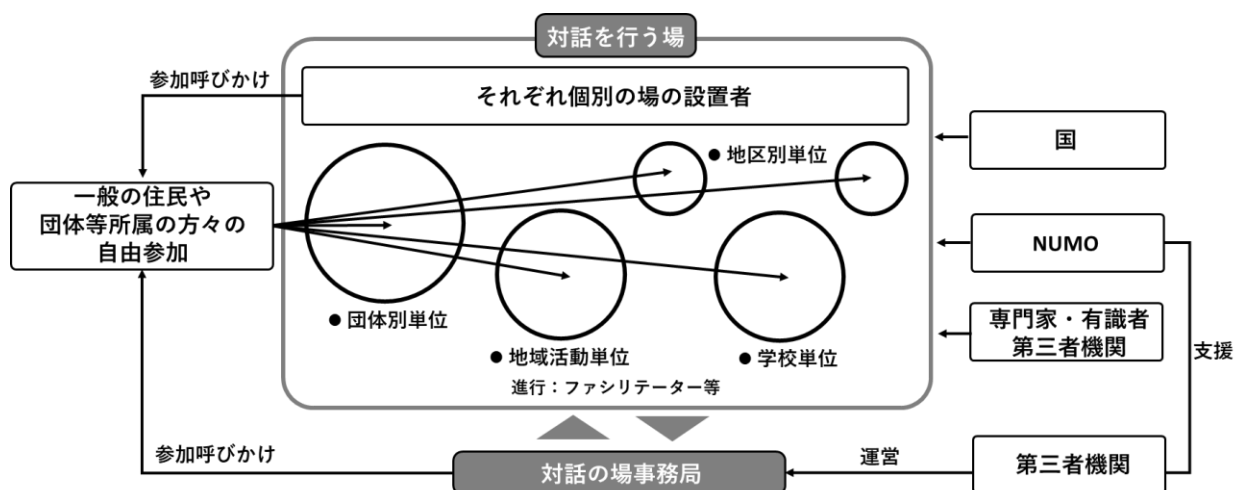
- 会場ごと、テーマごとに参加者を募集

開催される組織・団体の単位や、会場やテーマごとにその都度、参加者を募ります。人数は会場の規模次第ですが、高校生等の次世代層も参加できる等、誰でも参加できるようにすることが大切です。募集の際には、自治体広報や地域の方々の協力を得て幅広く参加を呼びかけます。

<場の設置者と事務局>

- NUMOや第三者機関が事務局となり運営を支援

ひな形Cでは、地区ごと、あるいは各種組織・団体ごとに基づいて対話の場を開催することから、開催を要請した主体とNUMO、または第三者機関が連携し事務局となって準備から開催、記録の作成と公表までをサポートします。



【図：誰でも参加できる自由参加による対話の場】

【表：基本的な検討の際の3つのひな形】

ひな形	【ひな形A】 組織・団体の代表と住民公募で構成するハイブリッド型	【ひな形B】 一般住民により構成される無作為抽出型	【ひな形C】 誰でも参加できる自由参加型
目的	▶ 地域の主な組織・団体の代表の立場の方々と公募の住民が集まって意見交換を行う場	▶ 地域の縮図を構成し多世代の一般住民の方々が集まって意見交換を行う場	▶ 地域住民なら誰でも自由に参加ができ勉強や意見交換ができる場
参加者	組織・団体・地区等の代表 公募による住民の方々	無作為抽出	自由参加
人口規模	母集団が比較的小さな規模の自治体等	母集団が比較的大きな規模の自治体等	特になし
開催	定期的に開催		要請に応じて開催
場所数	地域に1箇所		地域内で複数箇所
議題の決定	場の参加者による運営委員会方式		開催ごとに相談
設置者	関係住民及び関係自治体等（または実行委員会）		個別の要請主体
事務局	NUMOまたは第三者機関等		主催団体、自治体、NUMO、または第三者機関等
特徴	▶ 地域の多様な意見の見える化	▶ 地域住民の意見の見える化 ▶ 選定プロセスの公正性	▶ ニーズに応じたアレンジ
考慮	▶ 世代や賛否等意見の多様性の反映	▶ 一般住民の方の参加負担 ▶ プライバシー配慮	▶ 要請主体の募集
アウトプット （場の目標・ゴール）	※下記参照		

※アウトプットについて

例示した全てのひな形においては、参加者による意見交換の結果をとりまとめた「対話の場の報告書」をアウトプットとして場の目標（ゴール）とすることも有効です。アウトプットは、処分場受入の是非を問うものではなく、安全性の確保や様々なリスクについて、どこまで合意できて、どこから意見が分かれるか等、対話の場での多様な声や意見分布をまとめて、場に参加していない住民の方々にも参照が可能な資料としてとりまとめを目指す等が考えられます。

※「ひな形C」について

「C」においても、誰もが参加できる場となるよう開かれた場として、情報提供とセットで対話の時間を設け、さまざまな意見に触れながら、意見の隔たりを埋めたり、相互理解を深めることを目指します。

5. 対話の場の準備と運営

場の設置や運営に向けて準備や検討が必要な項目と留意事項を整理します。

(1) 議題の決定と情報提供

<検討の進め方>

対話の場の議題は、参加者の意向を尊重し決定します。何を知りたいか、何を話し合ってみたいかは、事務局がアンケートやグループ形式の意見交換、地域の声を聴くことでリストを作成し、その後、リストに従って情報提供のための資料や講師・説明役を準備することも検討していきます。

情報提供の内容は、地層処分事業を中心に、関連する放射線の知識、諸外国の事例、関連施設の所在地の地域振興等多岐にわたります。これらは、北海道2自治体の経験により、ある程度リスト化されており、それらをおおまかな年間プログラムとして参照していくことも可能です。また、毎回ひとつの議題にこだわらず、少人数のグループワーク形式でテーブルごとに議題を設ける等の工夫を行い、当日に参加者が意見交換を望む議題を主体的に選ぶことができる方法等、柔軟に対応することも考えられます。

文献調査の進捗は、調査を担当するNUMOが説明役となり、調査の進捗状況や審議会での議論の結果について、段階的に分かりやすく説明を行います。

<留意事項>

① 住民の方々の不安や懸念に寄り添っているか

地層処分事業や文献調査には、難解な用語や説明内容も多いと感じられることから、議題の順番や進め方には十分な留意が必要です。議題を時間内に消化することが目的ではなく、参加者の関心や理解の深まり、個々の質問に十分応えられているか等の視点が重要です。はじめに、住民の方々の不安や懸念に寄り添うこと、その声の一つひとつお答えしていくことからスタートする姿勢が大切です。

② 議題の決定方法は透明性と納得感が確保されているか

議題の決定は、参加者の意向を尊重し、かつ透明性や納得感が得られる決め方であることに留意が必要です。対話の場の参加者から推薦される運営委員会を設置し、なるべく参加者の声、地域の声を反映した開かれた場であること等、プロセスの透明性や決定内容の納得感が得られる方法で進めます。

地域の声は、意見箱や結果のお知らせを要約した壁新聞を公民館等に設置し、シールで投票してもらう等、多様な声を集めながら、楽しく参加できる仕掛けも検討します。

③ 提供する情報のバランスは工夫されているか

情報提供は、一面的な情報提供とならないためのバランスに留意が必要です。NUMOからの情報提供のみならず、安全性の考え方や技術的側面等、他の第三者的な機関や国や事業者の見解とは異なる地層処分に慎重な立場の有識者や専門家からの十分な情報提供の機会を確保し、一人ひとりが自分の意見にたどり着くための多面的な情報提供の機会をつくるのが大切です。

④ まちづくりの議題は参加者の意向を尊重しているか

まちづくりの議題は、対話の場で取り扱うべきか留意が必要です。まちづくりは、これまでもそれぞれの地域や自治体で特色ある取組みが続けられ、固有の歴史や実績があります。議題とする場合にも、自治体のまちづくり計画との整合や意見の活用方法等、慎重な検討が必要です。

加えて、文献調査は直ちに処分場受入れに直結するものではないため、まちづくりに関する意見交換が処分場受入れありきにならないことにも留意が必要です。

その一方で、まちづくりは誰もが自分ごととして話しやすいテーマでもあるため、初回にアイスブレイクとして、まず住民の方々のまちの将来への思い等を話し合うことからスタートする方法もあります。

まちづくりを議題とする意義は、中長期に視点を向けることで、改めて地域の将来について考えながら、地域の持続的な発展に資する対話や取組みが生まれることにあります。

⑤ 提供する情報は分かりやすく工夫されているか

対話の場の参加者や住民の方々へ提供する地層処分事業をはじめとする情報は、正確な情報をお伝えしようとするあまり、難解で分かりにくいものにならないよう留意が必要です。イラストや写真等を組合せ、分かりやすさに配慮しながら、さらなるニーズがある場合には、質疑応答や他の補完資料・ツール等でお伝えしていきます。また、参加者が自宅や職場に持ち帰って、会話が広がるための分かりやすい資料づくりの視点も大切です。

トピックス

取り上げた議題の例

- 寿都町、神恵内村では、参加者の意向を尊重しながら地層処分事業に関する話題から、徐々にまちづくりに関する話題へと移行し、途中で文献調査の進捗状況等を適宜ご説明しながら進めてきました。

<主な議題>

- ✓ 地層処分について思うこと
- ✓ 地層処分の概要、地層処分の安全性についての考え方
- ✓ 文献調査の進捗状況、文献調査の模擬体験
- ✓ 町民が集まりやすい機会づくり
- ✓ 放射線による人体影響
- ✓ 海外先進地(フィンランド)との意見交換
- ✓ 交付金制度と村の将来について、将来の町の在り姿について 等



出典：寿都町、神恵内村各「対話の場」資料より集計

(2) 場の会則・対話のルール

<検討の進め方>

場の設置にあたっては、場の会則や対話のルールを設けることが重要です。会則は場の運営において常に立ち返る指針となるものです。事務局は、予め案を作成し、設置者や進行役のファシリテーター等と相談のうえ、場のデザインに沿った会則案を準備します。

対話のルールは、自由で率直な意見交換ができる環境を守るために設けるものです。他人の意見を尊重し否定しないこと、一人で話しすぎないこと、場以外で話題にする際の個人の意見への配慮等です。

会則案や対話のルールは、対話の場の初回に時間を設けて参加者と設置者が意見を出し合いながら形にしていきます。変更点があれば再度、話し合いを重ねていき、承認が得られた会則やルールは、誰もが参照できるようにホームページ等で公開します。

<留意事項>

① 参加者全員の納得感が得られているか

会則やルールは、参加者全員から納得が得られ、承認を得ながら運用していくことに留意が必要です。北海道2自治体の事例では、これらの会則やルールを参加者と共有できていたことが、多様な住民の方々が参加し自由で率直な意見交換ができる環境づくりに寄与しました。参加の継続性を確保するためにも、場の全員が共有できる会則やルールづくりが大切です。

② 柔軟性のある運用を考慮しているか

会則やルールは、場の運営において守るべき指針となるものですが、状況により柔軟に対応していく点にも留意が必要です。例えば、会則では、活動の目的や参加者の要件、場の公開について定めますが、場の進行とともに、参加者の追加や公開のあり方の変更等、より良い場づくりのために会則を改めていくことも可能です。この場合、設置者は参加者の意向を尊重しながら柔軟に運用していきます。

* トピックス *

対話のルール（神恵内「対話の場」の例）

- ✓ お互いの意見に耳を傾けましょう。
- ✓ みなさんの声を聞きたいので、1人の方が長く(5分くらい)話していたら、ファシリテーターが止めることがあります。
- ✓ 人の話を否定するのはやめましょう。
- ✓ ここで話された内容を、ここ以外の場所で話すときには、個人を特定できないようご注意ください。

出典：神恵内「対話の場」配布資料より抜粋



(3) 場の情報公開

<検討の進め方>

場の設置にあたっては、参加者の意向を尊重しながら場の公開範囲を検討します。公開には、対話の場の公開（傍聴、同時配信等）、意見交換の記録の公開、参加者名簿や配布資料等の公開が含まれます。これらは、会則の中で定めるものと、運用のルールに従って進めるものがあります。

地域に開かれた場として住民の方々にも関心を持っていただくためには、対話の場の公開や結果のお知らせ、配布資料等はすべて情報公開していくことが望ましく、一方で賛否の分れる話題について自由で率直な意見交換ができる環境づくりとの両立をどう図るべきか、参加者の意向にも配慮した検討が必要となります。

この場合、すべての公開を目指して進める方法と、参加者の同意が得られる範囲での公開を目指す方法があります。2自治体の事例では、発言者と意見を一致させないルールを採用し、対話の場の情報公開については、個人のプライバシーに配慮した公開制のあり方を参加者間でとり決めて進めてきました。

<留意事項>

① 参加者の意向を尊重した場の公開のあり方となっているか

場の公開には、様々な考え方があることに留意が必要です。自由で率直な意見交換ができる環境づくりを優先した場合、特に小規模のコミュニティ等、個人が特定されやすい状況で賛否の分れる意見を交わすケースでは、インターネットによる同時配信を行う際にも意見交換の部分は非公開にする等、プライバシー保護への配慮が必要です。

一方で、話し合いの場を地域の方々に発信し、共有していくことを優先する考え方もあります。場の目的や優先度からどのような形式を選択すべきか、場のデザインの段階からの検討が必要です。

② 傍聴の許可と範囲は合意が得られているか

傍聴も、様々な考え方があることに留意が必要です。選ばれた参加者で構成された場では、傍聴は広く関心のある住民の方々も参加できる有効な手段である一方、賛否の分れる話題について個人の発言機会を傍聴されることは、心理的なハードルにつながる恐れもあります。文献調査を実施する自治体の住民であれば誰でも傍聴を許可する、あるいは周辺市町村も可能とする等、公開の対象や範囲についての検討も必要です。

③ 透明性を確保するための情報公開がされているか

対話の場の記録や資料は、誰もがアクセスができる透明性を確保した情報公開を基本とすることに留意が必要です。意見交換の内容は、会則で決めた公開の仕方に基づいて記録文書の形で、ホームページ等で公開します。参加者の名簿は、参加者の意見を尊重し公開の採否を検討します。

(4) 会場設計・進行役・話しやすい環境づくり

<検討の進め方>

会場は、参加者の人数や移動の利便を考慮して地域内の公共施設等から会場を選定します。小規模または地区ごとに開催する場合には、最寄りの公民館等よく知られた施設を選定します。開催会場は、参加人数より余裕のある大きさとし、可動式の机や椅子、インターネット回線の有無等、事前に施設側と協議し準備を進めていきます。

場の進行は、参加者の意見を引き出す役割のファシリテーターと呼ばれる専門家が担うことが望ましく、グループワーク形式の際は、グループごとにサブ・ファシリテーターと呼ばれる進行の補佐役を置くことや、その場で疑問や不安にお答えできるよう質疑応答役の知識を持った応答役を配置すること、付箋やメモで意見を見える化すること等、きめ細かい工夫を重ねて一人ひとりに寄り添った場づくりを目指します。

会場設計は、進行役のファシリテーターの助言を得て、参加人数や目的に応じて机や椅子を配置します。地層処分事業等の情報提供時は質疑がしやすいスクール形式、議題に関する意見交換を行う際には参加者同士が対話しやすいグループワーク形式等、話しやすい環境づくりのための工夫が必要です。

<留意事項>

① 参加者の心理的安全は確保されているか

賛否の分れる話題に対して、自分の意見や気持ちを安心して開示できる状態を保つためには、参加者の心理的安全を確保することへの留意が必要です。場のルールを毎回全員で相互確認することや傍聴に関して参加者の納得感を得て実施する、進行役のファシリテーターと参加者の間で信頼関係を積み重ねる等、自由で率直な意見交換を実現するために安心して発言できる環境づくりが大切です。

② 多様な意見に出会える工夫はされているか

対話の場では、参加者間での多様な意見に出会えるよう留意が必要です。場の参加者のみならず地域の声を取り上げることや、グループワークの場合でも、回ごとにグループのメンバーを組み替える等の固定しない方法が考えられます。また、議題に応じて対話の場への参加者自体をさらに追加・招聘する等の方法もあります。

* トピックス *

2 自治体での「対話の場」の会場風景



(寿都町)



(神恵内村)

（５）開催頻度・期間

＜検討の進め方＞

開催日時は、地域の特性や参加者の属性、参加者の意向にあわせて検討します。参加者に現役世代が多い場合には、平日夜間等が候補となり、地域のお祭りや行事、漁期や収穫期の最盛期を外す等、なるべく参加しやすい時期、時間帯に開催する等の工夫が必要です。

開催頻度は、あまり期間を空けずに定期的で開催する方法と、議題によっては短期集中型にて連続して開催する等の方法があります。また、参加者の意向を尊重しながら、進捗ごとに議題を諮る方法と、おおまかな年間プログラムを決めておき、理解度や関心に合わせて進めていく方法があります。

開催期間は、基本的な地層処分事業の学習のフェーズと、まちづくり議題のフェーズ、文献調査報告のフェーズ等、場の目的に応じて期間を区切りながら進めていく方法があります。

＜留意事項＞

① 参加に無理のない開催スケジュールになっているか

開催日時は、開催の見通しを持ちながら、過度な負担を強いることのないように一定の間隔を設け、地域の社会活動状況や参加者の意向を尊重しながら設定していくよう留意が必要です。間隔がタイトであると負担感が増す一方で、シンポジウム開催後の振り返りを議題とした場合は、開催期間を空けずに振り返りや追加の質疑の機会を設ける等、効果的な開催パターンを検討することが大切です。

② スケジュールの見通しを示すことができているか

対話の場の運営においては、予め年間プログラム案を作成することで、対話の場の全体像や開催スケジュールの見通しが立ち、参加者側と事務局側の双方に日程調整等のメリットがあります。途中でより詳しく知りたい等のニーズがある場合には、開催回数を増やし追加的な情報提供や質疑応答機会を設ける等、参加者の意向に沿って柔軟に対応します。予定の見通しを立てるために、開催日を毎月第3木曜日と固定化する等の方法もあります。

③ 期限や場の目標（ゴール）検討ができているか

対話の場の運営において、所定のプログラムや目的に達した場合には、いったん散会し、改めて新たな目的や参加者による場づくりを行うケースも検討のうちに入れておきます。この場合、開催期限とセットで、意見交換の結果を地域の多様な意見を集めた「対話の報告書」として取りまとめ、参加していない住民の方々に対して情報提供しながら、一人ひとりが考えを深めていただく際の参照情報とする等の場の目標（ゴール）を設定することも有効です。

6. 地域の皆さまとのつながり

NUMOは、対話の場の設置以外にも文献調査期間中に地域の皆さまに様々な形で情報提供や学習の機会を創出・支援を行います。

(1) 意見交換の結果のお伝え

<検討の進め方>

対話の場の結果は、事務局が要旨を取りまとめ、対話の場に参加されていない住民の方々にもタイムリーにお伝えしていきます。お伝えする方法は、情報の受け取り手が日常的に接触機会の多い媒体や手段を選び、分かりやすくまとめていきます。

周知は、関係する自治体の協力を得て地域の広報誌を活用する等、住民の方々や世帯に確実に届けられる方法を検討します。加えて、地層処分事業等の対話の場で提供される情報を分かりやすく再編集し、パンフレットやチラシ等を制作し、対話の場の結果を補完するための基礎的な情報提供を行うことも有効です。

<留意事項>

① 情報の受け取り手を考慮した手段やツールを選んでいるか

地域の住民の方々へのお知らせは、受け取り手を考慮した手段やツールを選ぶことに留意が必要です。ホームページやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）による情報発信のみならず、高齢者の方々に配慮しミニ座談会を開催する等、手段やツール等の工夫も必要です。その際には、文字の大きさ、文量、平易な表現、イラストや写真等分かりやすさの面での配慮が必要です。

② 一面的な情報発信になっていないか

意見交換の結果のお知らせの際には、多様な意見を取り上げるよう留意が必要です。例えば、対話の場で挙げられた賛否に両方の意見を整理し、専門的な情報提供の際には、慎重な意見や反対意見等も織り交ぜて、多様な視点から知っていただく等の工夫が必要です。

トピックス

「対話の場」のお伝えの例

- 寿都町、神恵内村では「対話の場」の開催後に、事務局が地域の住民の方々に向けて内容を簡単にまとめた「お知らせ」を作成し、意見交換の結果の周知を図りました。
- ただし、配布したチラシではやや文字が多い、細かい、内容が難しい等課題も残りました。



(2) 視察・見学、イベント交流の場

<検討の進め方>

地層処分や原子力・エネルギー関連施設への視察・見学は、安全性を確保するための仕組みや地下研究施設での実験風景、施設周辺のまちづくりの様子等、地域の住民の方々に詳しく知っていただく方法として有効です。

視察・見学を企画する際には、その前に関連する座学の機会を設け、視察・見学時の学習効果を高める工夫を行います。また、視察・見学後に参加者の疑問や関心に応じて質疑や追加の情報提供を行うフォローアップの機会を設けることも有効です。

加えて、NUMOは教育機関等への出前授業や地域のイベントに合わせた展示型体験車両「ジオ・ラボ号」による体験交流等、対話の場に参加していないお子さまやご家族の方々にも気軽に学んでいただく機会を提供しています。

<留意事項>

① 希望すれば誰もが参加できる仕組みになっているか

視察・見学は、希望する地域の住民の方々が誰でも参加できるよう留意が必要です。参加の呼びかけに加え、週末にかけての開催を企画する等、現役世代の方々にも参加していただける日程の検討等の工夫が必要です。

② 視察・見学時にも多面的に学べるような配慮がされているか

地層処分や原子力・エネルギー関連施設への視察・見学の際には、事業者と異なる意見を聴く機会を設ける等、多面的に学べるよう留意が必要です。例えば、施設が立地している自治体、経済団体、多様なご意見を持つ住民の方々等との交流の場を設け、多面的に学べるよう工夫します。

トピックス

視察・見学、体験学習機会の提供の例

- 地域の住民の方々に幌延深地層研究センターなどへの視察・見学にご参加をいただきました。



幌延深地層研究センターの視察

- 地域のお祭りなどに合わせて、NUMOの体験型展示車両を配備して地域の幅広い皆さまに地層処分事業について知っていただく機会をつくりました。



神恵内村での体験型展示車両「ジオ・ラボ号」の展示・公開

(3) 勉強会・公開シンポジウムの開催

<検討の進め方>

選ばれた参加者による対話の場を設置する場合は、それ以外の住民の方々にも自由に参加ができる勉強会等の場を設置することも有効です。勉強会は、参加者の自主運営に委ねながら、住民同士の話し合いの場づくり、情報提供や視察・見学等、NUMOや関係自治体がサポート役として支援を行います。

また、地層処分事業を広く知っていただく機会として、地域の住民の方々を対象とした公開シンポジウムを開催することも有効です。シンポジウムは、関心・興味の高いテーマから選択し、多面的に考える機会を提供します。専門家同士の対話や専門家と参加者間の質疑応答を通じて、新たな気づきや他者の意見に触れる機会を設けることが大切です。

<留意事項>

① 誰でも参加できる仕組みになっているか

勉強会やシンポジウムは、地域の住民の方であればどなたでも参加できる仕組みであることに留意が必要です。より多くの方々の参加を募るためには、広報誌で広くお知らせするほか、勉強会への定期的な参加の呼びかけや結果のお伝え、シンポジウムは託児所を設ける等の配慮を行います。

② 意見の多様性に配慮されているか

勉強会やシンポジウムでの地層処分事業を中心とした情報提供の際には、事業者からの情報に偏らない配慮が必要です。慎重な専門家の方や第三者的な機関からの情報提供等、多面的に知っていただく機会を設けることは、一人ひとりが自分の意見にたどり着いていただく目的にも適うものです。

* トピックス *

専門家を招いたシンポジウムの開催例

- 慎重なご意見の地質学の専門家とNUMOが対論する形で住民の方々向け一般公開シンポジウムを開催しました。当日は、50名を超える方々にご参加いただきました。

「高レベル放射性廃棄物の文献調査に関するシンポジウム」(神恵内村)

【開催日】2023年11月25日(土) 13:30~17:00

【専門家】岡村 聡氏(北海道教育大学名誉教授)

【内容】①地層処分に関する説明

②岡村名誉教授による講演

③質疑応答



7. おわりに

NUMOは、2000年の設立以来初めて2020年より北海道寿都町、神恵内村で文献調査を開始し、それぞれの地域で地域住民の皆さまとの対話の場の機会を持つことになりました。この留意事項集は、約3年半近くにわたり「対話の場」の開催を支援し、地域の方々にご参加をいただいた場の振り返りを元に、新たに文献調査を引き受けてくださった地域の方々へバトンを受け継いでいくため、寿都町、神恵内村の多くの方々にご協力をいただき、国・NUMOが事務局となり地域対話の基本的な検討の際の留意事項等をまとめたものです。

振り返りのインタビューは、極めて短期間ではありましたが、2自治体で51名の方々のご協力を得て、多くの貴重な声を聴かせていただきました。初めての試みの中で、できたこと、できなかったこと、多くの気づきや成果、今後につながる課題が見えてきました。対話の場は、インタビューの中でも地域ごとに特徴のある場づくりであってよいとの声がありました。その一方で、どのような場づくりであっても共通して検討すべき点や守るべき点、生かせる点も見えてきました。これらは、今後の新たな対話の場や地域での対話活動を進めていく際に、多いに参照できるものです。

このまとめは、寿都町、神恵内村の皆さまの声を元に完成させたNUMOにとっての大切な財産として、新たな文献調査地域で得られた経験や教訓、気づき等をフォローアップしながら、育てていく留意事項集として今後の地域対話の基本的な検討の際に生かしていくものです。そして、文献調査中のみならず、次の概要調査における場づくりについても、この度得られた知見を生かしながら地域の方々、関係する専門家、国、NUMOが一緒になって社会の中での地層処分のあり様を考えていくためのスタートとしたいと考えています。

厳冬の2月、3月に長時間のインタビューにご協力いただいた北海道寿都町、神恵内村の住民の皆さま、そして対話活動を支援してくださった自治体の皆さまには心からの御礼を申し上げます。聞き取りの過程で生じた、配慮に欠けた点については、事務局として深くお詫び申し上げます。また、進行のアドバイスや聞き取り役をお願いした「対話の場」のファシリテーター各氏、「対話の場」振り返りの全体的な進め方の監修ほかインタビューで集めた地域の多様な声を読み解き、地域対話を実践する際の留意点や示唆について貴重な助言・アドバイスをいただきました第三者専門家の皆さまにも厚く御礼を申し上げます。

今後、NUMOは文献調査を受け入れてくださった地域の皆さまと連携しながら、対話活動を一層充実させることを目指します。今後も地域の皆さまの声に耳を傾け、継続的な対話を通じて、より良い地域づくりに貢献して参ります。このまとめが、今後の地域対話の検討に役立つことを心より願っております。

